

ii) 地域密着型サービスの取組強化

地域居住の実現に向け、地域密着型サービスの整備を進めます。また、地域医療構想による追加的需要（療養病床からの地域移行分。地域医療構想の詳細は、本章の取組Ⅳ「医療介護連携・認知症施策等の推進」を参照）や、介護離職を踏まえたサービス提供を行います。

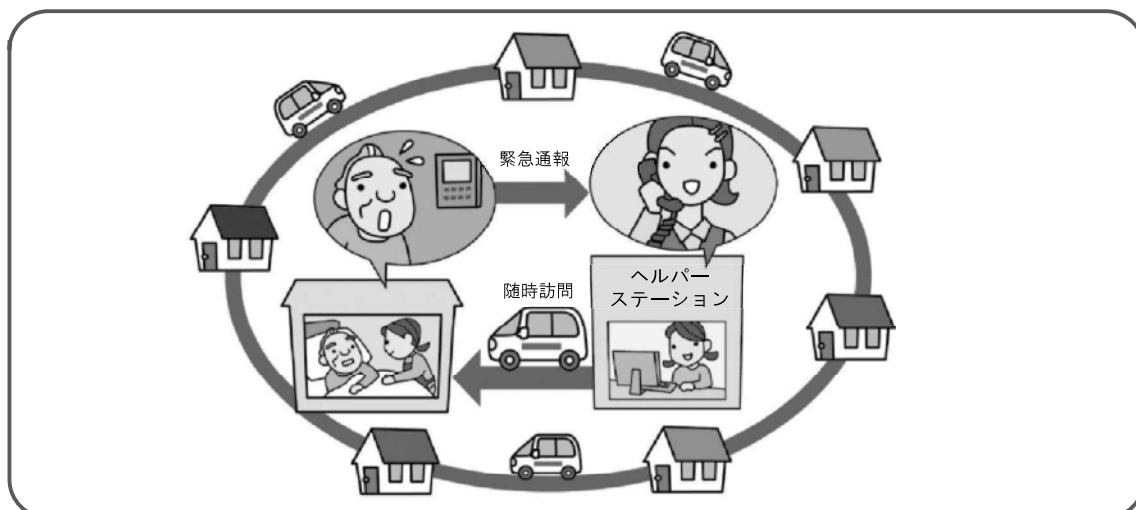
【成果指標】

指標名	現状	目標	指標の出典等
主な地域密着型サービスの延べ利用者数	19,704人 (令和元(2019)年度)	31,812人以上 (令和5(2023)年度)	健康福祉局調べ

➡ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備

【サービスのイメージ】

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護の両方について定期巡回と随時の対応で行うサービス。



※一般社団法人 24 時間在宅ケア研究会「定期巡回・随時対応サービスのポイント」から引用

ア 整備の方向性

第8期計画以降については、新規に開設される特別養護老人ホーム等への併設の推奨や、100戸以上の市営住宅を建て替える際に創出される余剰敷地などの市有地を活用した整備の検討等を行い、引き続き整備を促進します。

【実績・計画】(累計)

第7期			第8期			R7年度 (2025)
H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	
21 か所	23 か所	22 か所	(9 か所の整備)			36 か所

平成30、令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込みまたは計画値です。



イ 整備の課題と取組

全国的に定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の整備が進まない中、本市ではすべての行政区に事業所が開設され、比較的整備が進んでいます。一方で、サービス利用者については全市で約370人（令和2（2020）年7月時点）にとどまっており、一層のサービス普及が必要となりますが、サービスの提供上、次のような課題があります。

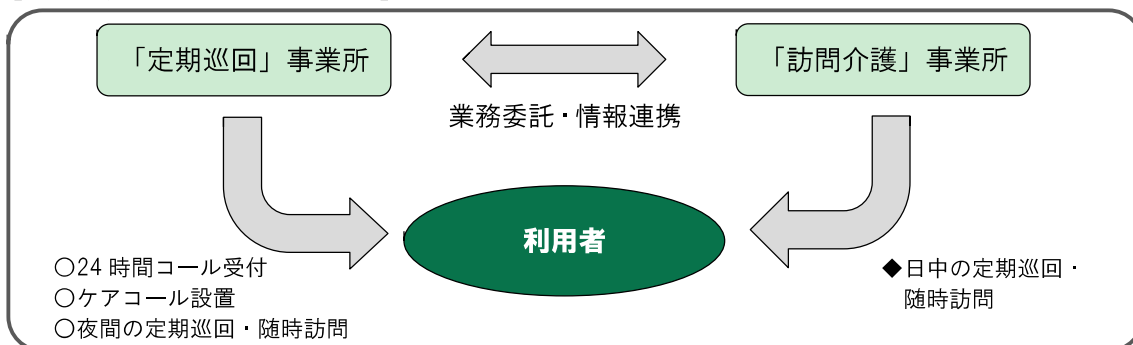
【サービス普及に向けた課題】

- ・従来の訪問介護サービスとの競合と、利用者の状態に応じた柔軟なサービスの切替えが難しいこと
- ・担当エリアが広がると、訪問のための移動時間のロスが大きくなること
- ・介護スタッフの確保が難しく、1事業所当たりで対応できる件数が少ないこと
- ・連携可能な訪問看護ステーションが少ないこと
- ・利用に適した状態等の情報が利用者・関係者に十分に認知されていないこと

これらの課題に対応するため、訪問介護事業所と定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の連携によるサービス提供の仕組み（「地域連携型サービス」）を導入し、サービス供給力の拡大及び普及に向けた取組を進めています。

また、利用者拡大とサービスの質の向上を目的とした事業所向け研修の実施や、事業所の参入促進のためのセミナーの開催などソフト面の支援も行います。

【地域連携型サービスのイメージ】

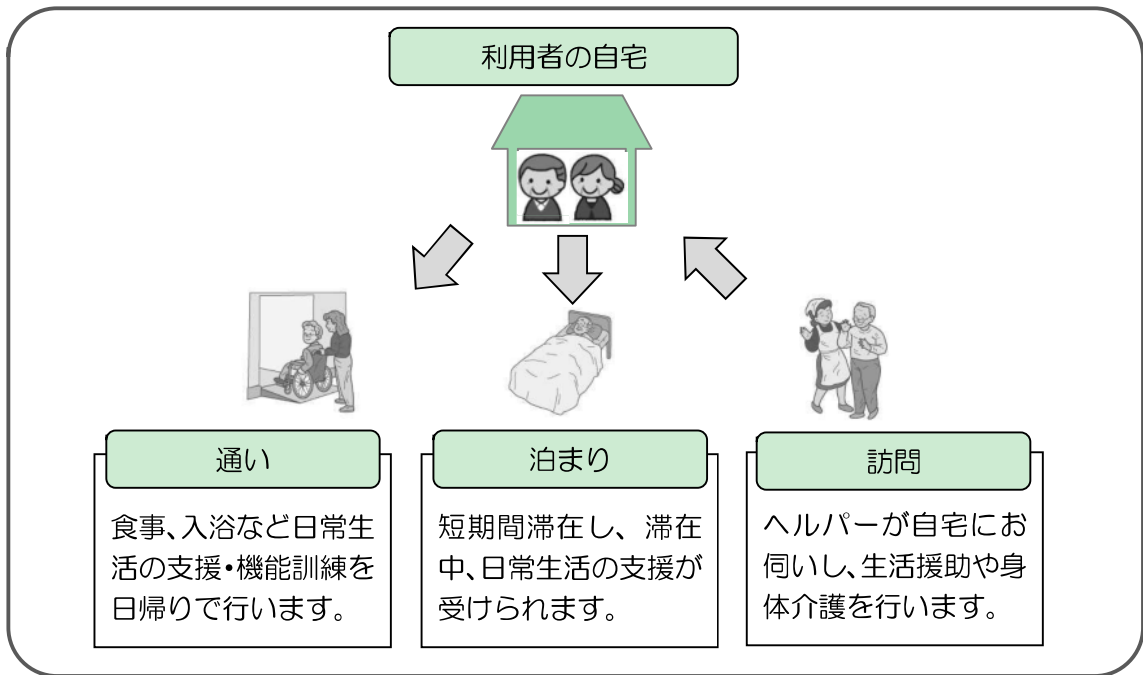


【期待される効果】

- ・移動時間の短縮や訪問介護事業所との連携によるサービスの効率化・供給力の拡大（広域的な展開）
- ・訪問介護からの状態に応じたサービスの切替えを容易とすることによるサービスの普及・利用拡大
- ・地域に密着して活動している訪問介護事業所による重度者への継続的な支援の実現
- ・地域の事業所間の連携の土壌づくり
- ・ノウハウの蓄積による既存の訪問介護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業への新規参入

➡ 小規模多機能型居宅介護の整備

【サービスのイメージ】



ア 整備の方向性

第8期計画以降については、事業者の参入意欲が比較的高い「介護付有料老人ホーム」や「認知症高齢者グループホーム」の整備に、小規模多機能型居宅介護との併設を要件とするなど、引き続き整備促進に向けた取組を進めます。

【実績・計画】(累計)

第7期			第8期			
H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R7年度 (2025)
48か所	48か所	50か所	(12か所の整備) →		62か所	70か所

平成30、令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込みまたは計画値です。

イ 整備の課題と取組

地域バランスを考慮した整備の検討を進めながら、単一の事業所としては採算性に課題があることから、今後は他施設機能への併設誘導のほか、市有地を活用した整備を検討するなど整備促進に向けた取組を行います。

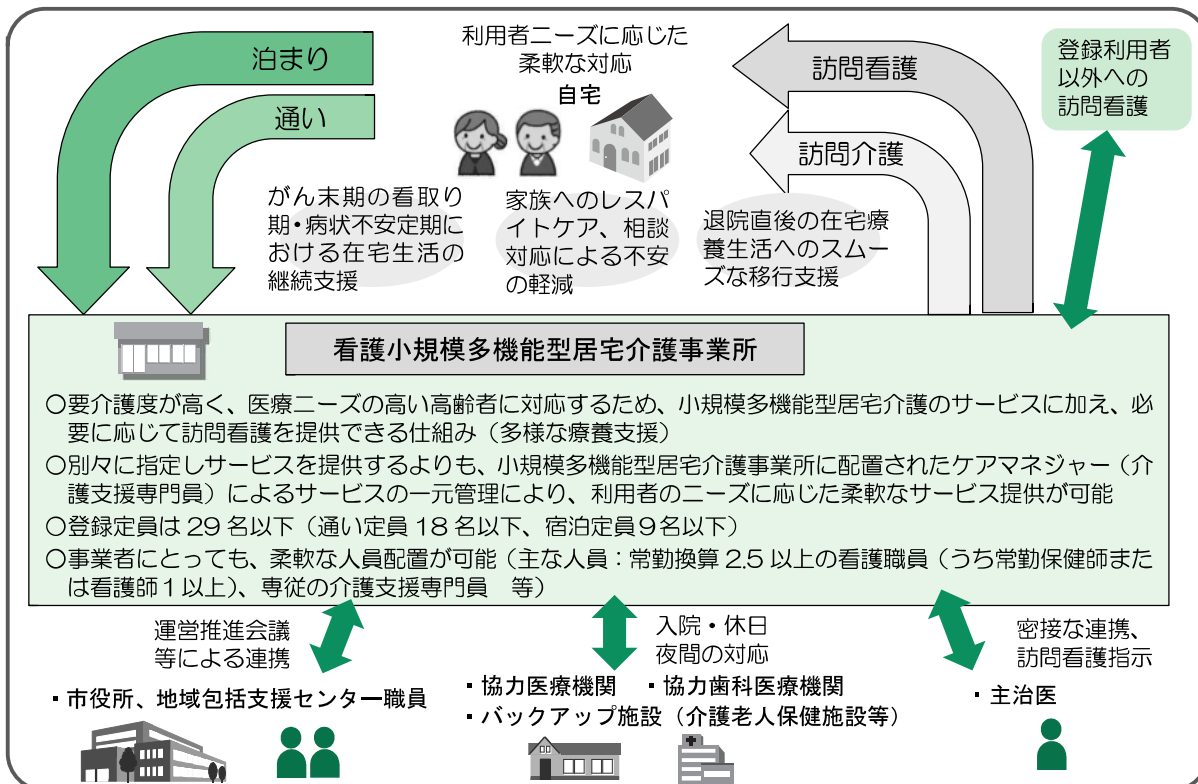
【今後の役割に関する議論】

平成27(2015)年4月の介護保険制度改正に向けた国の部会等の中では、これまでの「通り」を中心としたサービス提供に加え、在宅での生活全般を支援する観点から「訪問」の機能を強化する必要性が議論されたほか、地域包括ケアシステムを担う中核的なサービス拠点の一つとして、地域に対する役割の拡大が求められています。



➤ 看護小規模多機能型居宅介護の整備

【サービスのイメージ】



※厚生労働省「看護小規模多機能型居宅介護の概要」をもとに作成

ア 整備の方向性

第8期計画以降については、地域バランスを考慮した整備の検討を進めながら、小規模多機能型居宅介護と同様の手法による整備のほか、既存の訪問看護ステーションによる事業参入を促すなど、引き続き整備促進に向けた取組を進めます。

〔実績・計画〕（累計）

第7期			第8期			R7年度 (2025)
H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	
16か所	15か所	15か所	(10か所の整備)		25か所	31か所

平成30、令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込みまたは計画値です。

イ 整備の課題と取組

市内の小規模多機能型居宅介護事業所等が参加する「川崎市小規模多機能型事業者連絡協議会」に対して、定期的開催される連絡会の運営の支援等を行っています。連絡協議会では、事業所間の情報交換・研修の開催のほか、サービスを紹介するパンフレット作成や本市などが主催する「介護いきいきフェア」での広報等の活動を通じて、サービスの普及に向けた取組を行っています。

また、利用者拡大とサービスの質の向上を目的とした事業所向け研修の実施や、事業所の参入促進のためのセミナーの開催などソフト面の支援も行うほか、

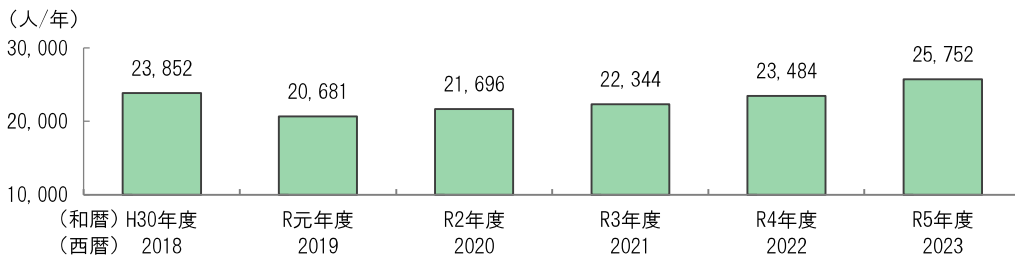
今後ますます多様化する住民の生活支援ニーズ等へ対応するため、小規模多機能型居宅介護事業所・看護小規模多機能型居宅介護事業所へ、生活支援コーディネーターを配置しています。

➡ 認知症高齢者グループホーム利用者に対するサービス強化

ア 認知症高齢者グループホームに関する主な統計

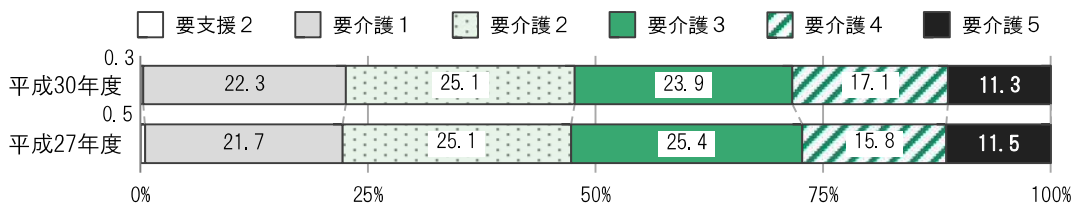
【市内の認知症高齢者グループホームの利用者数の推移】

▶ 認知症高齢者グループホームの利用者数は、年々増加し、令和5（2023）年度には、2.5万人を超えると推計しています。



【市内の認知症高齢者グループホーム利用者の要介護度別内訳】

▶ 要介護4以上の利用者割合がやや増加し、重度化する傾向にあります。

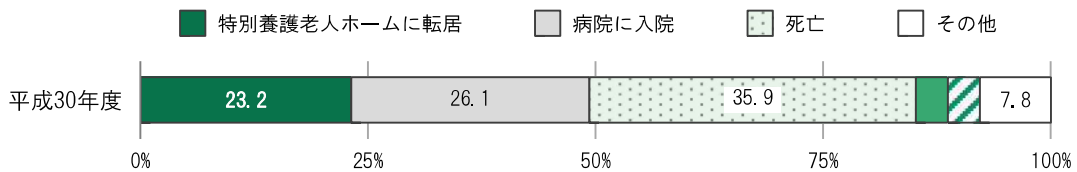


【市内の認知症高齢者グループホームの平均家賃等】

▶ 市内平均 約9万円（金額は家賃及び管理費の合計。令和元年度本市健康福祉局調べ）

【市内の認知症高齢者グループホーム利用者の転居先】

▶ 入院や死亡に次いで、約4人に1人が特別養護老人ホームに転居しています。



※4%未満の項目は省略、平成30年度事業所アンケート調査をもとに作成

イ 現行の介護保険制度

所得の低い人を対象に居住費等の負担が低く抑えられる国の補給給付の制度は、介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等）利用者を対象とし、認知症高齢者グループホーム利用者は対象外となっています。

ウ 今後の方向性

経済的な不安を緩和し、人的、物理的環境を整えることで、認知力の低下の防止または回復を目的に、市独自の事業として、一定の要件のもと、認知症高齢者グループホーム利用者への一部家賃等助成を行います。